



市民税・都民税 申告の提出 相談は市役所へ

市民税・都民税（住民税）の申告相談を受け付けています。住民税は、前年（平成29年1月1日～12月31日）の所得をもとに、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なりま

申告時のマイナンバー確認書類

市役所や税務署に申告をする際は、次の①または②の書類をお持ちください。

①	マイナンバーカード または 番号確認書類・通知カード など	+	身元確認書類・健康保険証・運転免許証 など
---	-------------------------------------	---	-----------------------

なお、市役所で確定申告書を提出する場合は上記確認書類の写しを添付してください。

ちょっと教えて市民税・都民税（住民税）

皆さんから寄せられる質問とその回答をまとめました。

質問	回答
昨年、小平市へ転入しました。今年の住民税はどこの申告すればよいのでしょうか。	小平市へ申告してください。住民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっています。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前の住所地に申告してください。
昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありますか。	申告が必要です。申告書は国民健康保険税などの算出の資料となります。また、申告がない場合、都営住宅の収入報告などに添付する非課税証明書の発行ができません。
扶養に入れる給与収入の範囲を教えてください。	年間の給与収入が103万円（所得に換算すると38万円）以内であれば税法上の扶養に入ることはできます（この場合、所得税は課税されませんが、住民税は100万円を超える」と課税される場合があります）。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が38万円以下であれば扶養に入ることができます。勤務先の健康保険の扶養に入れる基準については勤務先にお問い合わせください。
単身赴任の夫の扶養に入っていますが、住民税の申告は必要ですか。	申告が必要です。単身赴任で市外に住んでいる方の給与支払報告書などは小平市へ送られてこないため、扶養に入っていることを確認できません。お手数ですが、住民税の申告書を提出してください。
400万円以下の公的年金のみですが、申告の必要はありますか。	確定申告は不要です。医療費控除など源泉徴収票に記載されていない控除を申告することで所得税が還付になる方は確定申告をすることができます。確定申告をしない方で、医療費控除などの控除を追加で申告する場合は住民税の申告書を提出してください。
税務署に確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。	必要ありません。税務署に確定申告書を提出すると、申告書に記入された1月1日の住所の市区町村にその資料が送られます。

前8時30分～午後5時 市役所2階 税務課
▽2月16日（金）～3月15日（木）
午前9時～11時30分、午後1時～4時 市役所2階201会議室
※東部・西部出張所、動く市役所では、作成済みの申告書の受け付けのみ行っています。

持ち物 昨年の収入がわかる書類（源泉徴収票など）、控除を受けるための書類（生命保険料・地震保険料・国民年金などの控除証明書、医療費の明細書、障害者手帳など）、印鑑、マイナンバー確認書類
◆土曜臨時窓口
とき 2月17日・24日の土曜日

午前9時～11時30分
ところ 市役所2階201会議室
※土曜日の取り扱い扱いは、この2日間のみです。
※確定申告のご相談は東村山税務署へお問い合わせください。
問合せ 税務課 ☎(346) 9522・9533

東村山税務署
確定申告の提出相談は税務署へ
◆確定申告書作成のアドバイスと受付
とき 2月16日（金）～3月15日（木）の月曜～金曜日 午前9時～午後5時、4時まで受付
ところ 東村山税務署
※申告書は、e-Taxによる送信や郵便または信書便でも提出できます。申告書の控えは税務署の受付印が必要となります。住所・氏名などをポイントで記入のうえ、必要額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※還付申告は、2月16日（金）より前でも提出できます。
◆日曜臨時窓口
とき 2月18日・25日の日曜日
午前9時～午後5時
※国税の領収、納税証明書の発行や電話相談は行いません。
持ち物 申告に必要な添付書類、印鑑、マイナンバー確認書類、筆記用具、計算機（以前に確定申告した方はその控え、還付申告の方は口座番号を確認できるもの）
問合せ 東村山税務署 ☎(288) 8555
東村山市本町1-20-22 ☎(394) 6811

シルバー人材センター
◆4月開講学習教室
日程 左表のとおり
ところ 小平市シルバー人材センター学習教室（福祉会館前）ほか
※費用・条件など、詳しくはお問い合わせください。
申込み 問合せ先へ（電話可、先着順）
◆パソコン教室
▽2月中旬～3月の募集
コース 入門、ワード、エクセル、

インターネット、自由コース
ところ 小平市シルバー人材センター
対象 中学生以上
※受講料など、詳しくは公共施設などにある募集チラシをご覧ください。
申込み 2月9日（金）まで、往復はがき、または電子メールで住所、氏名、電話番号、コース名を記入のうえ、問合せ先へ
問合せ 小平市シルバー人材センター ☎(346) 10031
目2番号 ☎(344) 2120、☎ks08@opal.ocn.ne.jp

セルフレイケーション税制（医療費控除の特例）
スリットOTC医薬品（処方箋なしで買える市販薬）を購入した場合に、所得控除を受けられる制度が創設されました。詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。
対象 次のいずれかを受けている納税義務者
▽予防接種、市が実施するがん検診、特定健康診査、一般健康診査、25歳から39歳の健康診査、生活保護受給者の健康診査、市が補助する人問ドックの受診ほか
※所得控除を受けるには、インフルエンザの予防接種・定期予防接種の領収書、予防接種済証、がん検診・健康診査の結果通知書のいずれかが必要となります。市が補助する人問ドックを受診した方は、市で証明書を発行しますのでお問い合わせください。
問合せ ▽税制について：東村山税務課 ☎(394) 6811
▽国民健康保険加入者の特定健康診査、人問ドックについて：保険年金課 国民健康保険担当 ☎(346) 9535

平成30年度 学習教室 一覧

教室名	とき
補習B(数学)	中学生 土曜日 午前10時30分～正午
補習B(国語・算数)	小学生 火曜日 午後4時～5時
英語	小学3年～6年生 月曜日 午後5時～6時
	中学生 火曜・金曜日 午後6時～7時30分
書道A	一般 木曜日 午前10時～正午
	児童 水曜日 午後3時30分～5時
書道B	火曜日（月3回） 午前10時～正午
着付	第2・第4木曜日 午前10時～正午
英会話	日曜日 午前9時～10時30分
実用英会話	火曜日 午前10時～正午
絵画	第1・第3土曜日 午後1時～4時
	第2・第4木曜日 午後1時～3時30分
絵画	第1・第3日曜日 午後1時15分～3時
	第1・第3火曜日 午後1時～3時
舞踊	第1・第3金曜日 午前9時30分～午後3時
	第2・第4金曜日 午前10時～午後3時
フラワーアレンジメント	第1・第3水曜日 午後1時～3時
タップ	第1・第3木曜日 午後1時～5時
染色(藍・紅・草・草木染め)	土曜日 午前10時～正午
囲碁	第1・第3月曜日 午後1時～3時
絵手紙	第1・第3月曜日 午後1時～3時
パソコン教室	コースにより設定

※●はほのぼの館（小川西町5丁目アパート内）、○は小平元気村おがわ東内。

◆マイナンバーカード
臨時交付窓口
平日や土曜日に市役所へお越しにならない方のために、マイナンバーカード（個人番号カード）の臨時交付窓口を開設します。
すでに申請がお済みで、交付通知書が届いている方は個人番号カードの受け取りができます。
詳しくは、小平市ホームページをご覧ください。
とき 2月25日（日） 午前9時～午後3時
ところ 市民課（市役所1階）
問合せ 小平市マイナンバーコールセンター ☎(346) 9841

◆森のカルテ
上水新町にある保存樹木の調査結果を、森のカルテとしてまとめました。調査は、市民ボランティアの雑木林調査隊と森のカルテづくりアドバイザーの皆さんで行いました。内容は、水と緑と公園課（市役所）から有名なクラシック曲まで、親子で楽しめる音楽劇です。
とき 2月24日（土） 午前11時開演
ところ ルネこだいら大ホール
※駐車場はありません。
費用 大人1千500円、子ども（3歳～小学生）700円（全席指定）
※3歳未満は必ず無料。
曲目 ぼよん行進曲、キラキラ星、ヒュッソロ、オペラ「リブレット」より「女性の歌」ほか
申込み ルネこだいらチケットカウナーへ ☎(346) 9000
問合せ 小平市文化振興財団 ☎(345) 5111

◆小平市文化協会
小平美術会55周年記念小平市文化祭美術展覧会
とき 2月22日（木）～27日（火）
午前11時～午後6時、27日は午後4時まで
ところ NMCギャラリー＆スタジオ（小川西町4-14-27）
内容 日本画、洋画、工芸ほか
問合せ 鈴木 ☎(344) 0331

医療費控除の対象となる介護サービス
介護保険サービス利用料は、確定申告の際に、医療費控除の対象となる場合があります（左表参照）。医療費控除の申告には、医療費控除の明細書の添付が必要です。また、

高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど、利用料の補填がある場合は、支払った金額から補填される額を差し引いて申告してください。
介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を支引されている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なのでこの親族などが社会保険料控除として申告することはできません。
※所得税および復興特別所得税の確定申告については、お問い合わせください。
問合せ 東村山税務署 ☎(394) 6811

後期高齢者医療制度
◆確定申告の社会保険料控除
後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。
平成29年中に納めた保険料額は源泉徴収票や領収書、通帳などに確認できますが、納付簿を知りたい方は、お問い合わせください。
◆保険料の軽減
所得が低い世帯の方には、保険料の軽減措置があります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減が受けられません。遺族年金、障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

高額介護合算療養費自己負担限度額（年齢）

負担区分	後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得Ⅱ	31万円
低所得Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は世帯単位です。
※低所得とは、住民税非課税世帯などです。

◆地域映画 制作ワークショップ
上映発表会
多摩六都
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆水道局では、水道事業に対するご意見やご要望を把握し、今後の事業に反映するため、東京水道あんしん診断を実施しています。訪問際には、事前の日時をお知らせします。
※診断員は、制服・ネームプレートを着用しています。浄水器などの販売や切替を請うたりするサービスは、一切ありません。
とき 平成32年3月末まで
対象 都営水道使用者（市内の大規模使用者を除く）
内容 簡易漏水調査、簡易水質検査、アンケート調査、PR冊子の配布
問合せ 東京水道あんしん診断相談室 ☎(42) 5800・13333

◆小平市文化協会
小平美術会55周年記念小平市文化祭美術展覧会
とき 2月22日（木）～27日（火）
午前11時～午後6時、27日は午後4時まで
ところ NMCギャラリー＆スタジオ（小川西町4-14-27）
内容 日本画、洋画、工芸ほか
問合せ 鈴木 ☎(344) 0331

医療費控除の対象となる介護サービス

対象となるサービス	対象となる金額
施設 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定地域密着型介護老人福祉施設	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額 ※通所リハビリテーションの食費も控除の対象となります。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。
医療系 (介護予防)訪問看護 (介護予防)訪問リハビリテーション (介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)通所リハビリテーション(デイケア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合) 看護小規模多機能型居宅介護(医療系介護サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に基づいて、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の看護小規模多機能型居宅介護(医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))、地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)、地域支援事業の通所型サービスのサービスを除く
居宅サービス (介護予防)訪問介護(生活援助中心型を除く) 夜間対応型訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)通所介護(デイサービス) 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る) 看護小規模多機能型居宅介護(医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)) 地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く) 地域支援事業の通所型サービスのサービスを除く	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に基づいて、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の看護小規模多機能型居宅介護(医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))、地域支援事業の訪問型サービスのサービスを除く
福祉系 (介護予防)訪問介護(生活援助中心型を除く) 夜間対応型訪問介護 (介護予防)訪問入浴介護 (介護予防)通所介護(デイサービス) 地域密着型通所介護 (介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る) 看護小規模多機能型居宅介護(医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)) 地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く) 地域支援事業の通所型サービスのサービスを除く	サービス利用にかかる1割（または2割）自己負担額 ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に基づいて、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の看護小規模多機能型居宅介護(医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))、地域支援事業の訪問型サービスのサービスを除く

※上記にかかわらず、居宅サービスなどで介護福祉士などによるかくたん吸引などが行われた場合は、そのサービスに要する費用の自己負担額の10分の1が医療費控除の対象になります。
※居宅サービスは、領収書に「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」(自ら居宅サービス計画を作成した場合は、届出を受理した市区町村名)と「医療費控除の対象となる金額」の記載が必要で

◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆森のカルテ
上水新町にある保存樹木の調査結果を、森のカルテとしてまとめました。調査は、市民ボランティアの雑木林調査隊と森のカルテづくりアドバイザーの皆さんで行いました。内容は、水と緑と公園課（市役所）から有名なクラシック曲まで、親子で楽しめる音楽劇です。
とき 2月24日（土） 午前11時開演
ところ ルネこだいら大ホール
※駐車場はありません。
費用 大人1千500円、子ども（3歳～小学生）700円（全席指定）
※3歳未満は必ず無料。
曲目 ぼよん行進曲、キラキラ星、ヒュッソロ、オペラ「リブレット」より「女性の歌」ほか
申込み ルネこだいらチケットカウナーへ ☎(346) 9000
問合せ 小平市文化振興財団 ☎(345) 5111

◆小平市文化協会
小平美術会55周年記念小平市文化祭美術展覧会
とき 2月22日（木）～27日（火）
午前11時～午後6時、27日は午後4時まで
ところ NMCギャラリー＆スタジオ（小川西町4-14-27）
内容 日本画、洋画、工芸ほか
問合せ 鈴木 ☎(344) 0331

◆小平市文化協会
小平美術会55周年記念小平市文化祭美術展覧会
とき 2月22日（木）～27日（火）
午前11時～午後6時、27日は午後4時まで
ところ NMCギャラリー＆スタジオ（小川西町4-14-27）
内容 日本画、洋画、工芸ほか
問合せ 鈴木 ☎(344) 0331

資格をとりたい 収入アップを目指したい ひどい親家庭を支援

ひとりの親家庭の自立を促進するため、次の支援を行っています。
◆生活費の支援（高等職業訓練促進給付金）
（准）看護師、美容師、調理師などの国家資格の取得を目指し、養成施設で修業する期間（1年以上）の生活費（住民税非課税世帯の方は月10万円、課税世帯の方は月7万5000円）を支給します。
※過去に給付を受けた方は対象外です。その他にも要件があります。
◆講座費用の支援（自立支援教育訓練給付金）
介護職員初任者研修、医療事務、大型・第3種自動車免許など、厚生労働省指定講座の受講費用の60%（上限額20万円）を支給します。
※事前相談が必要です。
※過去に給付を受けた方は対象外です。その他にも要件があります。
◆転職などの支援（自立支援プログラム）
ハローワークと連携して、求職転職、キャリアアップを支援します。

◆就労プロデューサー養成講座
コワーキングスペース「すだち」では、女性の仕事へのチャレンジを応援する就労プロデューサー養成講座を開催します。
とき 2月20日～3月20日の火曜日、3月28日（水） 午後1時～3時 全6回
ところ こだいらコワーキングスペース（学園東町1-9-15）
対象 女性の就労をサポートしたい方
申込み ホームページ（先着順）
ワンデーキッチン・サロン出店者を募集

◆地域映画 制作ワークショップ
上映発表会
多摩六都
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆森のカルテ
上水新町にある保存樹木の調査結果を、森のカルテとしてまとめました。調査は、市民ボランティアの雑木林調査隊と森のカルテづくりアドバイザーの皆さんで行いました。内容は、水と緑と公園課（市役所）から有名なクラシック曲まで、親子で楽しめる音楽劇です。
とき 2月24日（土） 午前11時開演
ところ ルネこだいら大ホール
※駐車場はありません。
費用 大人1千500円、子ども（3歳～小学生）700円（全席指定）
※3歳未満は必ず無料。
曲目 ぼよん行進曲、キラキラ星、ヒュッソロ、オペラ「リブレット」より「女性の歌」ほか
申込み ルネこだいらチケットカウナーへ ☎(346) 9000
問合せ 小平市文化振興財団 ☎(345) 5111

◆小平市文化協会
小平美術会55周年記念小平市文化祭美術展覧会
とき 2月22日（木）～27日（火）
午前11時～午後6時、27日は午後4時まで
ところ NMCギャラリー＆スタジオ（小川西町4-14-27）
内容 日本画、洋画、工芸ほか
問合せ 鈴木 ☎(344) 0331

◆小平市文化協会
小平美術会55周年記念小平市文化祭美術展覧会
とき 2月22日（木）～27日（火）
午前11時～午後6時、27日は午後4時まで
ところ NMCギャラリー＆スタジオ（小川西町4-14-27）
内容 日本画、洋画、工芸ほか
問合せ 鈴木 ☎(344) 0331

◆奨学生を募集
小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学習の補助として中学校卒業時に6万円を補助する制度です。（返還不要）
対象 申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学校の3～3年生で、交付要件に該当する方
申込み 3月5日（月）までに、申請書に必要書類を添付のうえ、市内1～5すだち ☎(312) 1971

◆奨学生を募集
小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学習の補助として中学校卒業時に6万円を補助する制度です。（返還不要）
対象 申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学校の3～3年生で、交付要件に該当する方
申込み 3月5日（月）までに、申請書に必要書類を添付のうえ、市内1～5すだち ☎(312) 1971

◆奨学生を募集
小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学習の補助として中学校卒業時に6万円を補助する制度です。（返還不要）
対象 申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学校の3～3年生で、交付要件に該当する方
申込み 3月5日（月）までに、申請書に必要書類を添付のうえ、市内1～5すだち ☎(312) 1971

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆奨学生を募集
小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学習の補助として中学校卒業時に6万円を補助する制度です。（返還不要）
対象 申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学校の3～3年生で、交付要件に該当する方
申込み 3月5日（月）までに、申請書に必要書類を添付のうえ、市内1～5すだち ☎(312) 1971

◆奨学生を募集
小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学習の補助として中学校卒業時に6万円を補助する制度です。（返還不要）
対象 申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学校の3～3年生で、交付要件に該当する方
申込み 3月5日（月）までに、申請書に必要書類を添付のうえ、市内1～5すだち ☎(312) 1971

◆奨学生を募集
小平市育英資金は、経済的理由により進学が困難な方に、学習の補助として中学校卒業時に6万円を補助する制度です。（返還不要）
対象 申請時に保護者とともに市内に在住している公立中学校の3～3年生で、交付要件に該当する方
申込み 3月5日（月）までに、申請書に必要書類を添付のうえ、市内1～5すだち ☎(312) 1971

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538

◆多摩六都 フェア
◆高年齢介護合算療養費
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成28年8月～平成29年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（右表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。
該当する方は、2月中旬に申請書を送付します。
問合せ 保険年金課 ☎(346) 9538